

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年10月 1 日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 (旧社名 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【電話番号】	03-5290-3423
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	損保ジャパン日本株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年4月14日付をもって提出した有価証券届出書につきまして訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正内容を示します。

第一部【証券情報】

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(略)

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

<訂正後>

(略)

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

(略)

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<訂正後>

(略)

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sink-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(5) 申込手数料

<訂正前>

（略）

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

償還乗換えによりお申込みの場合は、償還金の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については、手数料はかかりません。

償還乗換えとは、信託終了日の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払を行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<訂正後>

（略）

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

（6）申込単位

<訂正前>

一般コース

1万口単位または1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース

1万円以上1円単位

（略）

<訂正後>

販売会社が定める単位とします。

（略）

（8）申込取扱場所

<訂正前>

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社（ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

<訂正後>

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社（ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み

<訂正前>

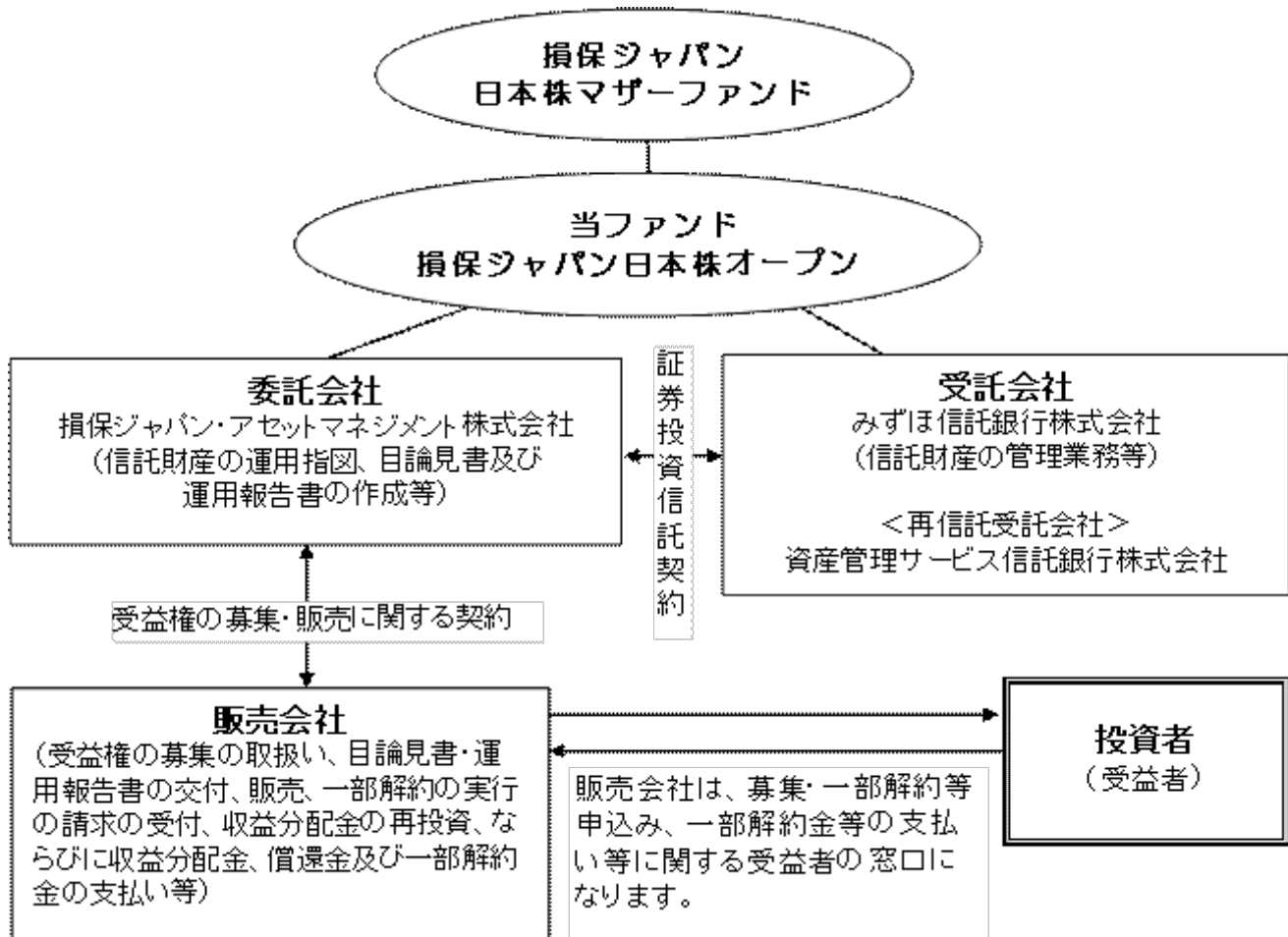
(略)

ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

(略)

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円(平成22年2月末現在)

() 委託会社の沿革

(略)

平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録

() 大株主の状況(平成22年2月末現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	11,802	70.0
ザ・ティーシーダブリュ グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	30.0

合計		16,860	100.0
----	--	--------	-------

<訂正後>

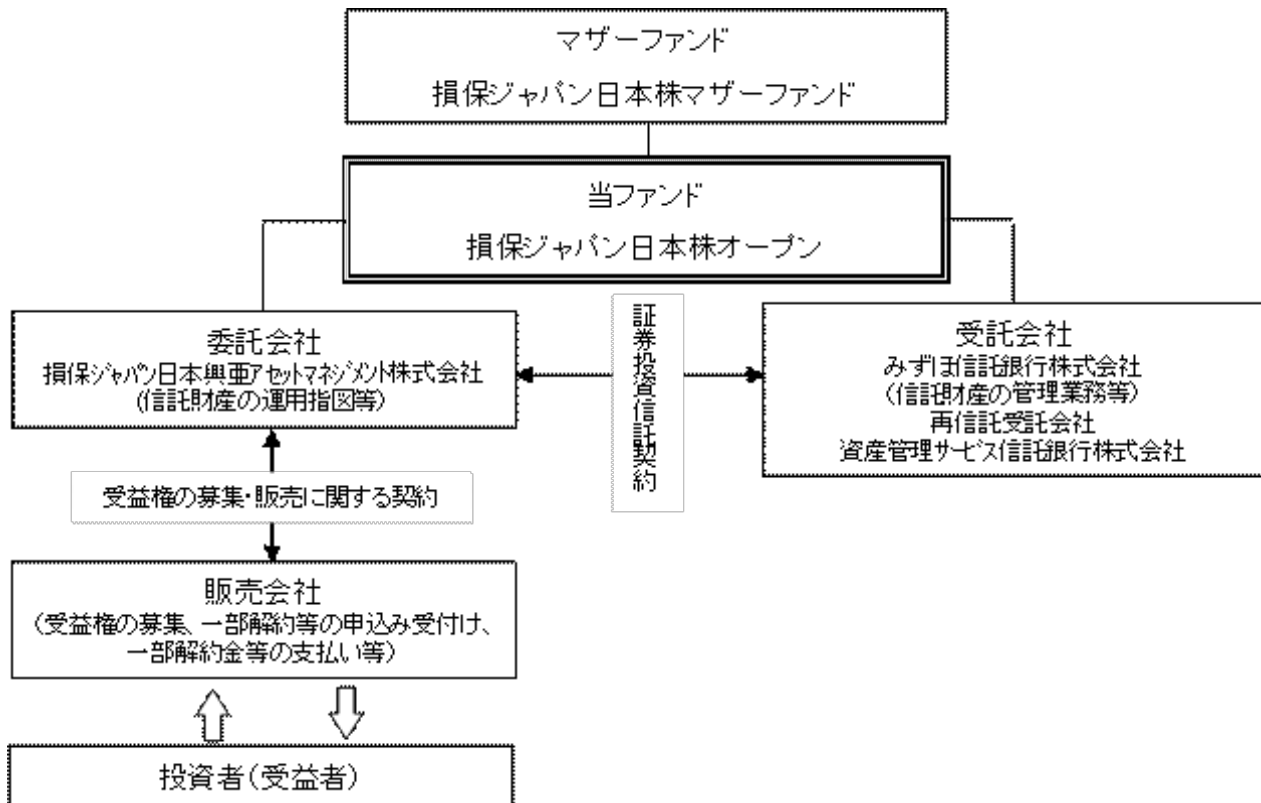
(略)

ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

(略)

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円(平成22年10月1日現在)

() 委託会社の沿革

(略)

平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録

平成22年 10月1日 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況(平成22年10月1日現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
NKS Jホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合計		24,085	100.0

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

（略）

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された損保ジャパン日本株マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された損保ジャパン日本株マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（略）

（3）運用体制

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

<運用体制について>

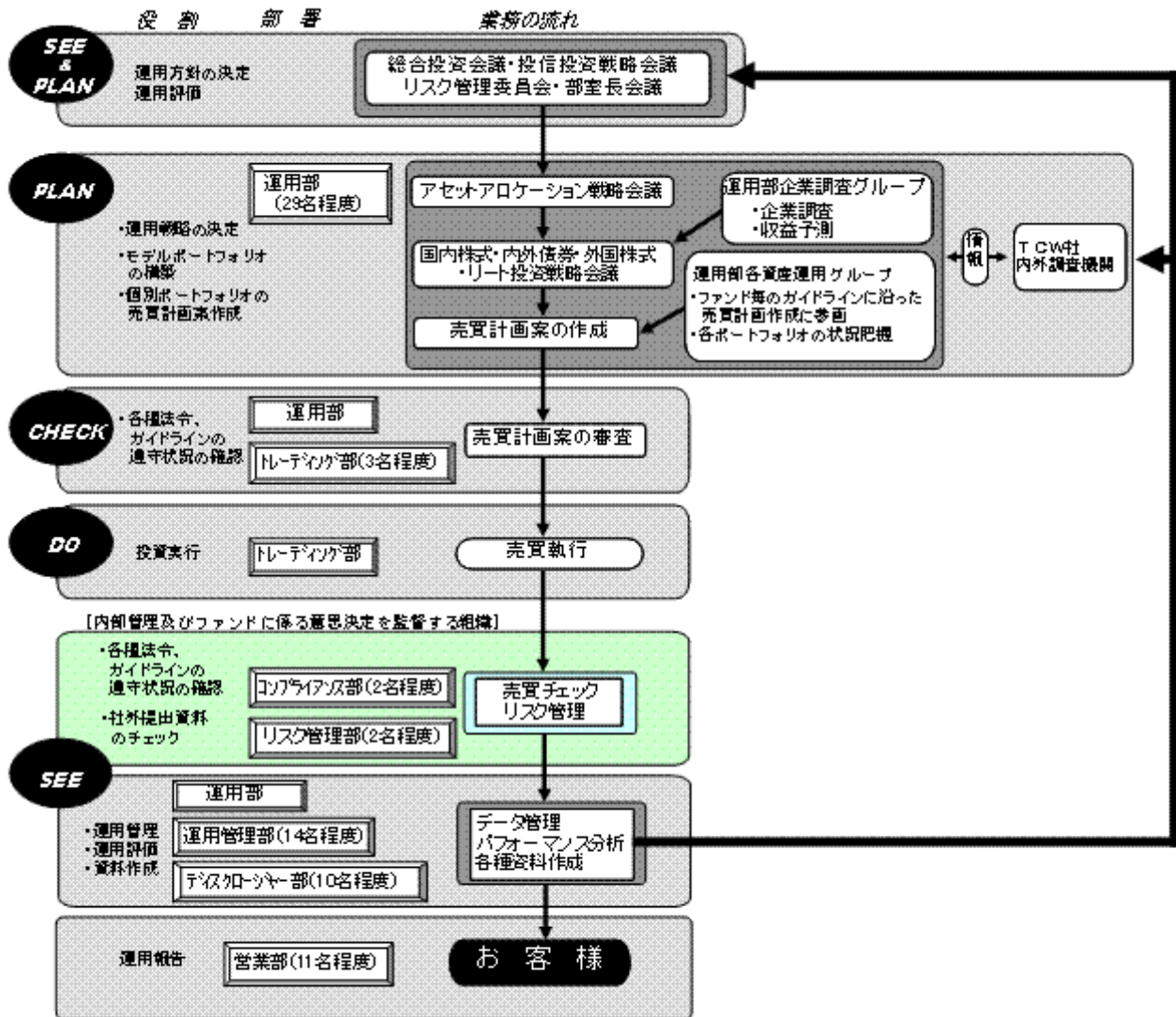
当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、運用部の各運用資産グループにおける投資戦略会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、運用部が行っています。

<社内内規等について>

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

<当ファンドの運用の意思決定プロセス>



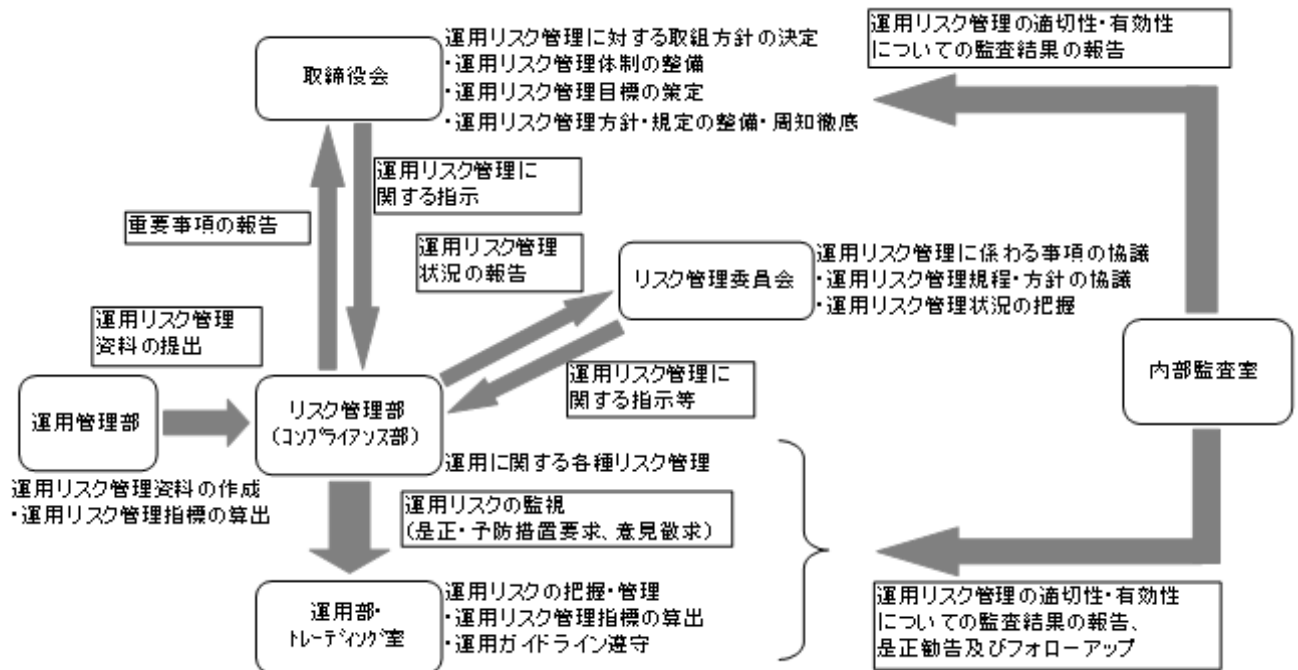
(注) 上図は、平成22年10月1日現在のものであり、今後変更されることもあります。

3 投資リスク

< 訂正前 >

(略)

< 当ファンドのリスク管理体制 >

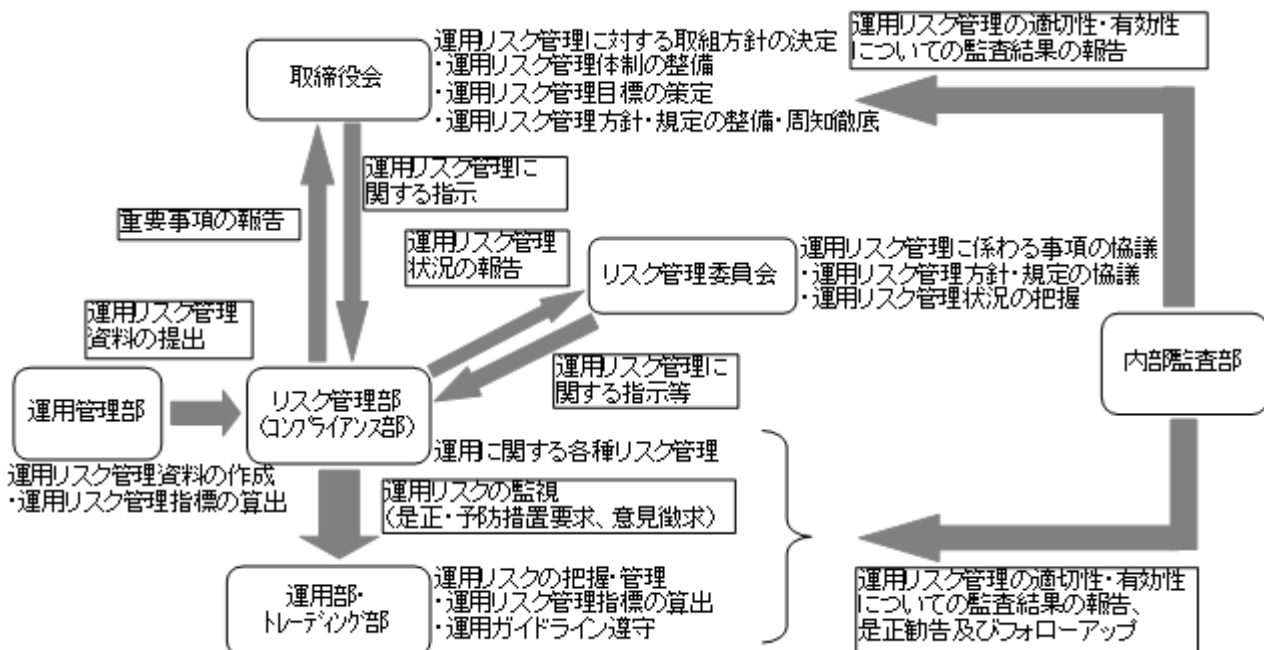


(注)上図は、平成22年2月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

< 訂正後 >

(略)

< 当ファンドのリスク管理体制 >



(注)上図は、平成22年10月1日現在のものであり、今後変更されることもあります。

6 手続等の概要

< 訂正前 >

(1) 申込(販売)手続等

(略)

お申込単位	一般コース : 1万口単位または1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース: 1万円以上1円単位
	申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

お申込価額	(略) 当ファンドの基準価額については、 委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社） ホームページ： http://www.sjam.co.jp/ (略)
お申込手数料	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- ・ 証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については前記「お申込手数料」に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については前記「お申込手数料」に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ・ この信託以外の追加型証券投資信託の受益権をこの信託に関して販売会社において申込んだ受益者が、当該投資信託終了日の1年以内で当該販売会社が別に定める期間においてこれを買取請求または解約し、かつ、かかる売却代金または一部解約代金をもって、当該売却または解約から起算して当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合については、当該販売会社は手数料を独自に定めることができます。

(2) 換金（解約）手続等

(略)

ご換金単位	一般コース：1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 自動けいぞく投資コース：1口単位 ご換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
-------	--

(略)

<訂正後>

(1) 申込（販売）手続等

(略)

お申込単位	販売会社が定める単位とします。 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
お申込価額	(略) 当ファンドの基準価額については、 委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社） ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ (略)

お申込手数料	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて得た額です。申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
---------------	--

(略)

(2) 換金（解約）手続等

(略)

ご換金単位	<u>販売会社が定める単位とします。</u> ご換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
--------------	---

(略)

7 管理及び運営の概要

<訂正前>

資産の評価	(略) ・委託会社のホームページ http://www.sjam.co.jp/
--------------	---

(略)

受益者の権利等 (略) 一部解約の実行請求権 (略)	(略) 受益者は、自己に帰属する受益権について <u>1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める申込単位をもって、受益権の一部解約の実行を、請求することができます。</u> なお、販売会社によっては前記以外の換金単位となる場合があります。 (略)
--	--

<訂正後>

資産の評価	(略) ・委託会社のホームページ http://www.sjnk-am.co.jp/
--------------	---

(略)

受益者の権利等 (略) 一部解約の実行請求権 (略)	(略) 受益者は、自己に帰属する受益権について <u>販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を、請求することができます。</u> (略)
--	---

第三部【ファンドの詳細情報】

第2【手続等】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(略)

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額 とします。

(略)

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略)

(5) お申込単位は、一般コースの場合は1万口単位または1万円以上1円単位、自動けいぞく投資コースの場合は、1万円以上1円単位として、販売会社が定める単位です。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(略)

(7) 前記(4)にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます、以下(7)において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下(7)において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下(7)において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下(7)において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については申込手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については当該取得申込総口数に適用される申込手数料率を基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

(8) 前記(4)および(7)にかかわらず、この信託以外の追加型証券投資信託の受益権をこの信託に関して販売会社において申込んだ受益者が、当該投資信託終了日の1年以内で当該販売会社が別に定める期間においてこれを買取請求または解約し、かつ、かかる売却代金または一部解約代金をもって、当該売却または解約から起算して当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合については、当該販売会社は手数料を独自に定めることができます。

<訂正後>

(略)

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額 とします。

(略)

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(略)

(5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(略)

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

(略)

(2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一般コースの場合は1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位をもって、自動けいぞく投資コースの場合は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(略)

<訂正後>

（略）

（2）受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（略）

第3【管理及び運営】

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

<訂正前>

（略）

・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

<訂正後>

（略）

・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

2 受益者の権利等

<訂正前>

（略）

（3）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について 1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を、請求することができます。なお、販売会社によっては前記以外の換金単位となる場合があります。ただし、委託会社自らの勧誘に係る受益権及び自動けいぞく投資契約に係る受益権ならびに販売会社の所有に係る受益権については1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

（略）

<訂正後>

（略）

（3）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を、請求することができます。

（略）

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1) 資本金の額（平成22年10月1日現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減	

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

(2) 会社の機構（平成22年10月1日現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

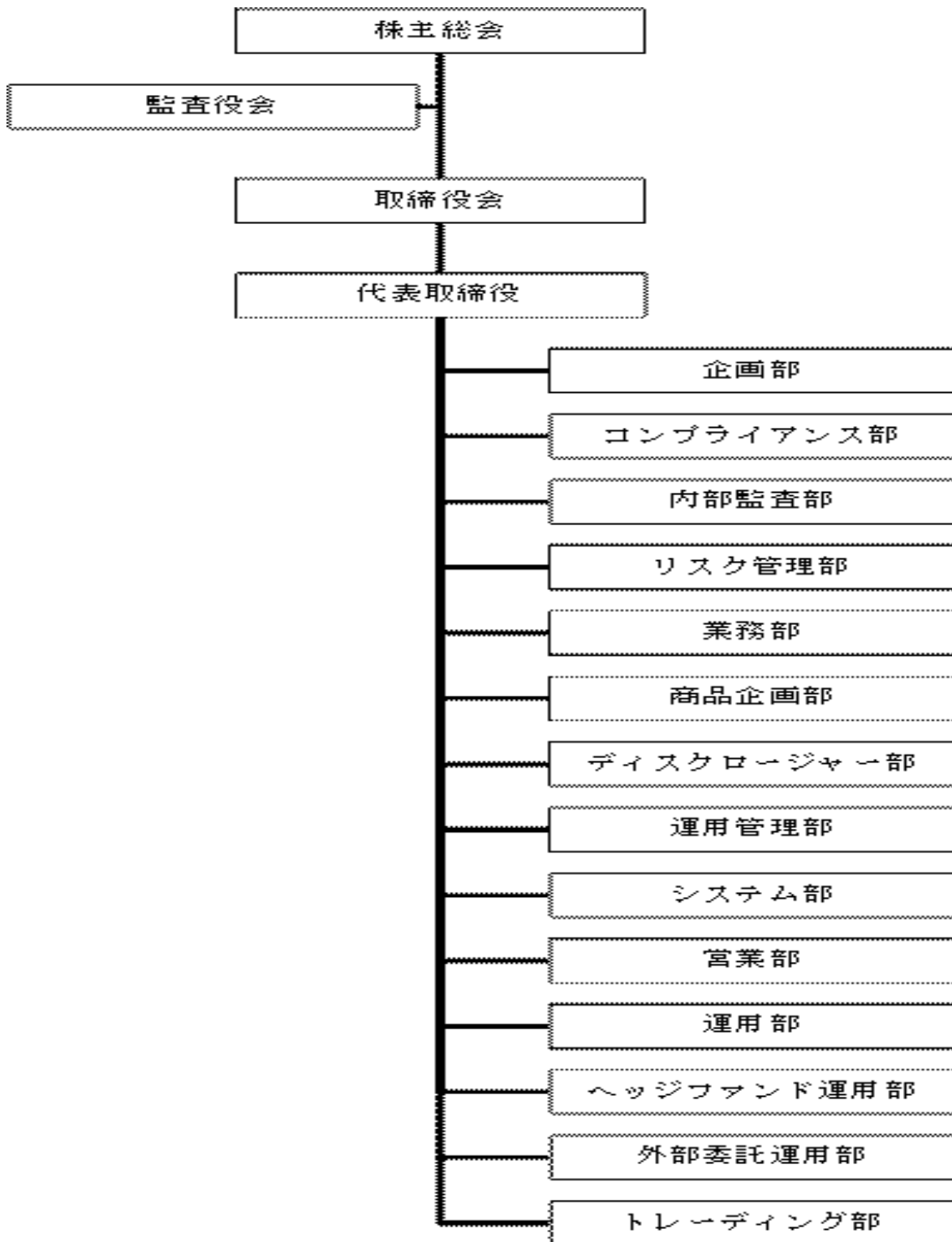
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務

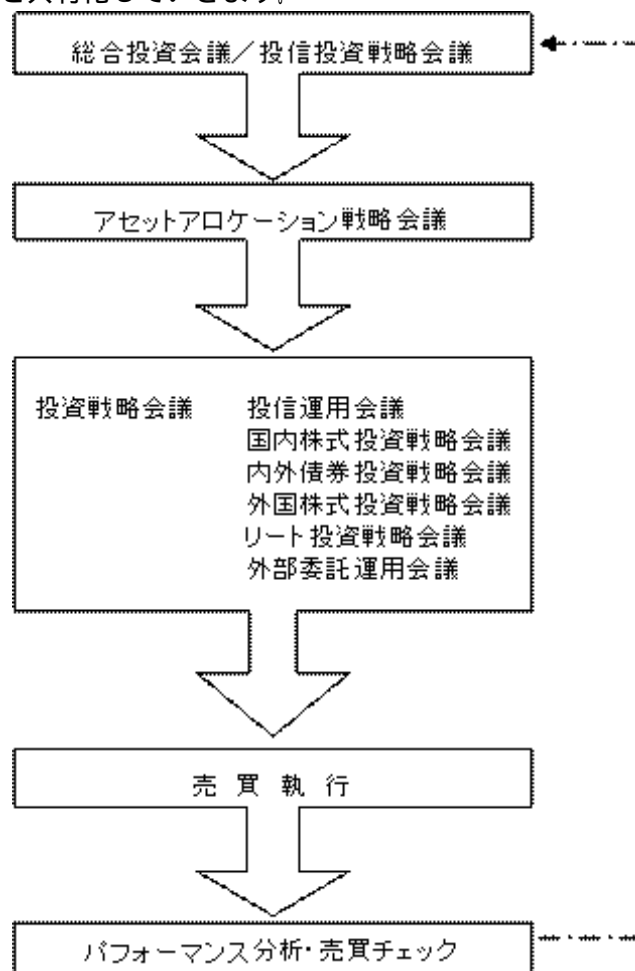


部署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 組織及び制度の立案・総合調整 金融商品取引業に係る行政・協対応の総合窓口
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築及び管理 法令・規則等の遵守に関する教育・研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談・助言
内部監査部	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
商品企画部	商品戦略の企画・立案 商品の開発・改廃の企画・立案 外部委託運用機関等対応の総合窓口
ディスクロージャー部	投資信託のディスクロージャー（法定開示・適時開示）に係る業務 投資顧問契約書等の作成に係る業務
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理 各資産クラスの投資計画の立案、審査、実行、評価、ポートフォリオの分析 投資理論・運用手法等の、調査、研究及び開発 投資顧問業務における、顧客対応、運用評価機関・ゲートキーパー対応 投資信託業務における、ファンド毎の運用計画の企画・立案、運用評価機関・ゲートキーパー対応
ヘッジファンド運用部	ヘッジファンド投資に関する基本投資スタイル及び基本運用ガイドライン全般に係わる企画・立案 ヘッジファンド投資に関する投資計画の立案、審査、実行、評価、ポートフォリオの分析等 投資顧問業務に係る、所管する顧客ファンド毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、顧客対応、運用評価機関・ゲートキーパー対応等
外部委託運用部	外部委託先への委託運用方針・計画の立案、実行及び管理 外部委託先への委託運用商品（年金向け商品及び投資信託等）の分析、評価 投資顧問業務に係る、外部委託の顧客ファンド毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、顧客対応、運用評価機関・ゲートキーパー対応 投資信託業務に係る、外部委託ファンド毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、実行、運用成果の評価・分析、運用評価機関・ゲートキーパー対応
トレーディング部	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行（取引証券会社等の選定基準等を含む）に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2 事業の内容及び営業の概況

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成22年7月末現在、計57本（追加型株式投資信託52本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は192,044百万円です。

5 その他

以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。その後、当社と和解あっせんの申立人らとの協議の結果、仲裁合意が成立し仲裁手続きに移行しました。当社は、仲裁人によりなされた仲裁判断に基づき、約413百万円を支払い、これを第25期事業年度に特別損失として計上いたしました。

委託会社は、平成22年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。

第2【その他の関係法人の概況】

3 資本関係

< 訂正前 >

(略)

(2) 販売会社

株式会社損害保険ジャパンは、委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の筆頭株主であり、その保有株式数は11,802株、持株比率は70.0%です。

< 訂正後 >

(略)

(2) 販売会社

該当事項はありません。